

介護老人保健施設センチュリー21（介護予防）通所リハビリテーション運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人社団明星会が開設する介護老人保健施設センチュリー21において実施する（介護予防）通所リハビリテーション（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 （介護予防）通所リハビリテーションは、要介護状態（または要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、（介護予防）通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当事業所では、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1）事業所名：介護老人保健施設センチュリー21
- （2）開設年月日：平成8年6月20日
- （3）所在地：岐阜県加茂郡富加町夕田町380番地
- （4）電話番号：（0574）54－3321 FAX番号：（0574）54－1528
- （5）理事長名：深見 光樹
- （6）介護保険指定番号：介護老人保健施設（2151380017号）

（従業者の職種、員数、業務内容）

第5条 当事業所の従業者の職種、員数及び業務内容は、次表のとおりとする。

	常勤	非常勤	業 務 内 容
医師	(兼) 1	—	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	0	1	医師の指示による看護業務に従事するとともに利用者の病状、心身の状況に応じ施設での介助業務を行う。
介護職員	5	2	利用者の病状、心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行なう。
支援相談員	1	—	利用者及びその家族からの利用相談・指導を行なう。
理学療法士	(兼) 2	(兼) 1	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
作業療法士	(兼) 3	—	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
事務職員	(兼) 2	—	施設等の管理及び財務、給与等の事務を行う。
その他	(兼) 3	—	送迎車の運転及び施設等の管理等

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

営業日	1月1日～3日及び12月31日の4日間ならびに毎週日曜日を除く毎日
営業時間	午前9時30分から午後3時30分までの6～7時間を原則とする。 ただし、利用者は希望により6時間未満の利用時間を選択することができる。 また、利用時間を延長することもできるが、午後8時を延長の限度とする。

(利用定員及び送迎の実施地域)

第7条 (介護予防)通所リハビリテーションの利用定員数は、合計40人とする。

2 通常の送迎実施地域は、美濃加茂市、関市(旧関市・武儀町地区)、可児市(旧可児市地区)、ならびに加茂郡富加町、同坂祝町、同川辺町の3市3町とする。

(事業の内容)

第8条 (介護予防)通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションを行う。

2 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。

3 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。

4 (介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第9条 当事業所が提供する介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める法定代理受領サービスについて、負担割合証に提示された割合での支払いを受けるものとする。

2 食費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、区域外の場合は送迎費、その他おむつ代等の日常生活品費費用利用料について、利用約款に掲載の料金により支払いを受ける。

(1)利用料金

①基本料金

・通所リハビリテーション費〔6時間以上7時間未満(9時30分～15時30分)の場合〕

要介護1 715円/日

要介護2 850円/日

要介護3 981円/日

要介護4 1, 137円/日

要介護5 1, 290円/日

・介護予防通所リハビリテーション費

要支援1 2, 268円/月

要支援2 4, 228円/月

栄養改善加算 200円/月

口腔機能向上加算(Ⅰ) 150円/月

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1 88円/月

要支援2 176円/月

(2)加算負担額

②入浴介助加算(Ⅰ)：40円/日

通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できない場合あり。

③短期集中個別リハビリテーション加算：

退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内：110円/日

④認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)：

退所・退院日又は、要介護認定日から3ヶ月以内(週2日を限度)240円/日

⑤リハビリテーションマネジメント加算：

リハビリテーション計画の定期的な評価・見直し等を行い、定期的に家族等を交えたリハビリテーション会議を開催し、計画等について医師の指示を受けた理学療法士等が説明した場合：加算(ロ) 593円/月(6月以内) 273円/(6月超)

上記において計画等について医師が説明を行った場合：270円を加算

⑥リハビリテーション提供体制加算：リハビリ専門職の配置が、常時利用者数が25人につき1名以上の配置をしている場合、(例)6時間以上7時間未満 24円/回

⑦科学的介護推進体制加算(入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出を行った場合)：40円/月加算。

⑧若年性認知症利用者受入加算：60円

⑨栄養アセスメント加算：50円/月

⑩栄養改善加算：200円/原則3月以内・月2回を限度

⑪口腔・栄養スクリーニング加算：(Ⅰ)20円・(Ⅱ)5円/6ヶ月に1回

⑫口腔機能向上加算：(Ⅰ)150円・(Ⅱ)160円(原則3月以内・月2回を限度)

⑬中重度ケア体制加算(前年度の通所リハ利用者総数のうち要介護3～5が30%以上)：20円/日

⑭重度療養管理加算(要介護4又は5で経管栄養やストーマ処置等を行っている場合)：100円

⑮サービス提供体制強化加算(Ⅰ)：介護職員のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合)22円/日

⑯介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)：利用総保険内点数の8.6%

⑰利用者に対し施設にて送迎を行わない場合は、片道につき47円を減算する。

⑱当施設が提供する介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める法定代理受領サービスについて、介護保険負担割合証に基づきその割合に応じた支払いを受けるものとする。

(3)その他の料金

⑲食事：昼食 650円(税込・おやつ代含む)

夕食 600円(税込・利用延長の場合)

通所等リハビリテーション利用時間帯によっては食事の提供ができないことがある。

当日の利用キャンセルの場合は給食費の半額(昼食325円・夕食300円)、体調不良等で昼食前に退所の場合は全額(昼食650円・夕食600円)を請求する。

⑳日用品費：特に希望される品がある場合は実費相当額を別途負担する。

㉑教養娯楽費：165円(税込)／日

レクリエーションの参加に応じて材料費相当額を負担する。

(身体の拘束等)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)虐待防止のための指針を整備する。

(3)虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第13条 (介護予防)通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(1)飲酒・喫煙 飲酒は医師の許可のある場合とし、喫煙は敷地内全面禁煙とする

(2)火気の取扱いは厳禁

(3)設備・備品の利用取り扱いは丁寧に行うこと

(4)所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限とする

(5)多額の金銭や貴重品等は所得しないこと

(6)(介護予防)通所リハビリテーション利用中に受診の必要がある場合は、利用を中断・終了し利用時間外に行うものとする

(7)ペットの持ち込みは行わない

(8)利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する

(9)他の利用者への迷惑行為をしないこと

(非常災害対策)：

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1)防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2)火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立会う。
- (4)非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6)防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

②利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上(①に含む)

③非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7)当事業所は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故の発生防止及び発生時の対応)

第16条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第17条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1)利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2)常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3)お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第19条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人明星会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

(1)当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報保護)

第22条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当事業所は、適切な(介護予防)通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 (介護予防)通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知、並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団明星会の役員会において定めるものとする。

第24条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。

附 則	この運営規程は、平成17年10月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成18年 4月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成19年 1月	1日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成19年11月	1日より施行する。

附 則	この運営規程は、平成 20 年	6 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 21 年	4 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 21 年	5 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 24 年	4 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 26 年	4 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 27 年	4 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 27 年	8 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 28 年	4 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、平成 30 年	7 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 元年	10 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 3 年	7 月 21 日	より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 5 年	4 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 5 年	12 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 6 年	4 月	1 日より施行する。
附 則	この運営規程は、令和 6 年	6 月	1 日より施行する。